

【相談内容】

No29.車道と歩道が完全に分離している構造の橋梁の集約・撤去について

○車道と歩道が完全に分離している構造の橋梁を撤去、集約する場合、道路橋における集約・撤去事例に掲載されている「複数橋梁の集約」に該当し、「道路メンテナンス事業補助制度要綱」の第4 事業要件（3）の「複数の構造物において、その性能・機能を一部の構造物に集約することに伴い実施する他の構造物の撤去（集約先の構造物に係る対策等を実施する場合に限る。）」に該当するか？

【助言内容】

- 「道路メンテナンス事業補助」として要求される場合は、集約元の橋梁については、「（3）複数の構造物において、その性能・機能を一部の構造物に集約することに伴い実施する他の構造物の撤去（集約先の構造物に係る対策等を実施する場合に限る。）」の整理が必要
- 集約先（架替）については、「（2）構造物の架替えや付替えなどにより、性能・機能の維持・回復・強化を図る更新」の整理が必要